

## 南アルプス市社会福祉協議会 業者登録要領

令和2・3年度南アルプス市社会福祉協議会における競争入札（見積提出）参加を希望される方は、業者登録審査を受けなければなりません。次のとおり業者登録申請書を提出して下さい。

1. 登録業者の資格 以下の各号に該当する方のみが、業者登録をすることができます。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 税を滞納していない者。
  - (3) 法令などの規定により営業に関し免許、許可、登録、認可などを要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可などを受けていること。
  - (4) 申請者から提出された提出書類およびその添付書類の審査により、その内容が適正と認められること。
2. 登録区分 物品製造等（役務提供、保険業等を含む）
3. 受付期間 令和2年2月10日（月）～令和2年3月31日（火）  
土・日・祝日・年末年始を除く 8:30～17:15
4. 提出場所 南アルプス市鏡中條 1642-2  
南アルプス市社会福祉協議会 総務課 （055-283-8711）
5. 提出方法 持参または郵送による。
6. 提出書類 業者登録申請書（業者登録カード） 1部
7. 提出書類配布 南アルプス市社会福祉協議会本所及び各事業所及び各施設  
南アルプス市社会福祉協議会 HP (<http://www.minami-alpsshakyo.or.jp/>)  
よりダウンロード可(PDF形式)
8. 資格の通知 登録認定の有無に関わらず、提出後速やかに通知します。
9. 資格の有効期間 登録認定日～令和4年3月31日
10. 変更事項の届出 申請書提出後に申請書の事項に変更が生じたときは、再度申請書を作成し、審査を受けて下さい。
11. お問い合わせ先 南アルプス市鏡中條 1642-2  
南アルプス市社会福祉協議会 総務課 （055-283-8711）